令和８年　月　日

大網白里市教育委員会
教育長　川崎　宏薫　様

大網白里市通学区域審議会
会　長　中村　幸雄

大網白里市通学区域の見直しについて（答申）案

令和８年７月１５日付け教管第１６４５号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

［答　申］

南玉地区・池田地区については、通学距離を考慮すると瑞穂小学校を通学区域にすることが妥当と考える。

大竹地区については、通学距離では瑞穂小学校の方が近い世帯もあるが、道路状況を考慮すると、大網小学校を通学区域にすることが妥当と考える。

［付帯事項］

本件の通学区域の見直しによる通学区域の変更にあたっては、下記の事項に配慮されたい。

記

１．兄・姉が在籍している家庭においては、保護者が学校行事の参加・出席や緊急時の迎え等に際し、負担にならないよう同一校への通学を可能にすること。
２．通学路における児童の交通安全の確保に努めること。
３．通学区域が変更となる区域の保護者、地域住民等に対して、十分に周知を図ること。